

※現時点では、令和7年度政府予算案の成立を前提とした準備行為であり、今後、変更がありうることに御留意ください。

成果連動型民間委託契約方式推進交付金公募要領

1 通則

成果連動型民間委託契約方式推進交付金（以下「本交付金」という。）の公募について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令並びに成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付要綱（令和3年3月12日内閣府政策統括官（社会システム担当））（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとします。

2 交付対象となる経費

交付要綱第3条に定めるとおりとします。

3 補助率・補助限度額

（1）先導案件の要件

次のア又はイを満たす事業を先導案件とし、次項以降で示すとおり重点的に補助することとします。

ア 事例の蓄積が進んでいる領域（以下の全てを満たすこと）

（ア） 事業の活動量を示すアウトプット指標だけでなく、アウトプットがもたらす状況等の変化であるアウトカム指標に連動した成果支払が設定されること

（イ） 複数年度事業であること

（ウ） オープンサウンディングやプロポーザル方式による公募又は一般競争入札など、民間のノウハウを広く取り入れる手続きがあること

（エ） 専門家による助言・監修を受けていること

（オ） 対照群を設定するなど、厳密な評価を行うこと

（カ） 行財政効果を含む社会的便益等をデータに基づき推定していること

（キ） 5000万円以上の事業規模であること

イ 事例の蓄積が今後期待される領域（以下の全てを満たすこと）

（ア） 事業の活動量を示すアウトプット指標だけでなく、アウトプット

トがもたらす状況等の変化であるアウトカム指標に連動した成果
支払が設定されること

- (イ) 複数年度事業であること
- (ウ) オープンサウンディングやプロポーザル方式による公募又は一般競争入札など、民間のノウハウを広く取り入れる手続きがあること
- (エ) 専門家による助言・監修を受けていること
- (オ) モデル性の高い成果指標を設定していること

(2) 成果連動部分（補助事業における委託費のうち、設定した成果指標の改善状況に応じて委託費が変動する部分）

補助率は、2分の1とし、1件当たりの交付上限は、4000万円とします。

ただし、先導案件については、補助率は3分の2とし、1件当たりの交付上限は5000万円とします。

(3) 中間支援部分（中間支援組織や第三者評価機関に業務委託等するに当たり発生する経費部分）

先導案件に限り補助するものとし、補助率は、10分の10とします。1件当たりの上限は、最大支払額に達した場合の事業費全体の1割に相当する額又は1000万円のいずれか低い方とします。

(4) ファイナンス部分（S I Bによる補助事業実施時に必要となる、受託者が資金提供者から資金調達するにあたり発生する経費部分）

補助率は、10分の10とし、1件当たりの上限は、500万円とします。

4 対象事業（応募要件）

地方公共団体等が実施するP F S事業であって、以下の全てを満たすものを対象とします。

- ・ P F S事業を令和7年度に開始し、令和11年度末までに終了すること。
- ・ 成果連動型民間委託契約方式共通のガイドライン（以下「共通のガイドライン」という。）を参考とした事業であること。
- ・ 本交付金の交付対象となる経費に対して、他の国の補助金等の交付を受けないこと。（※本事業の交付対象外の経費に対し、他の補助金等の交付を受けることは差し支えありません。）
- ・ ファイナンス部分の補助を申請する場合、民間事業者に対し、S I B手法の活用可能性を確認していること。また、ファイナンス部分の支払が固定支払によりなされていること。

5 交付までの流れ（予定）

交付金の活用を希望する地方公共団体等は、公募期間中に下記9のとおり、必要書類を提出してください。

提出された事業計画書について、内閣府が審査を行い、採択、不採択の決定を通知します。

- 1月17日 公募開始
- 3月14日 事業計画書の受付締切
- 4月上旬 審査結果通知（採択、不採択）
- 4月中旬 交付金の交付申請書の提出（※）
- 4月下旬 交付金交付決定

※ 審査の結果、採択となった地方公共団体等は、内閣府の指示に従い、交付要綱に基づき、交付申請書を提出していただきます。

6 交付金交付決定を受けた地方公共団体等の責務等

交付金交付決定を受けた地方公共団体等（以下「補助団体」という。）は、P F S事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

（1）事業の適切な実施

補助団体は、交付要綱を遵守し、P F S事業全体の進行管理、P F S事業成果の公表等、P F S事業の推進全般についての責任を負っていただきます。交付申請書の作成、計画変更に伴う各種申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

（2）内閣府が指定する支援事業者による総括的評価等への協力及び必要書類の提出等

補助団体は、内閣府が指定する支援事業者による、事業実施状況の把握、事業の総括的評価が適切かつ確実に行えるよう、情報、書類の提出など、必要な協力を行ってください。

（3）交付金の経理

ア 補助団体は、交付を受けた交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令等に基づき、適正に執行してください。

イ 補助団体は、P F S事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、P F S事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておく必要があります。

ウ 補助団体は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めてください。

7 P F S 事業内容やその成果等の報告及び公表

P F S 事業内容や進捗状況等について、内閣府が実施する調査又は情報収集等に協力していただきます。また、P F S 事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、P F S 事業終了後、交付要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。その他、内閣府は、あらかじめ補助団体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

8 申請前の事前相談

公募期間中、事業計画書の提出に先立ち、応募に係る事前相談を受け付けます。

問合せフォーム <https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>

9 事業計画書の作成及び提出等

本事業への応募を希望する地方公共団体等は、以下の（１）の事業計画書を作成し、（２）の添付書類と併せて、提出期限までに電子メールにて御提出ください。

（１）事業計画書（別添）

（２）関係する添付書類（任意）

ア 成果水準書（仕様書）（案）

イ 契約書（案）

ウ 上記ア及びイを除く、その他の公募関係書類

エ その他事業に係る書類

（３）提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）

（４）提出先

下記フォームから御確認ください。

問合せフォーム <https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>

（５）事業計画書等の提出に当たっての注意事項

ア 事業計画書は、別添様式にて 5 ページ程度で作成してください。

イ 事業計画書の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。

ウ 事業計画書の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。

エ 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

10 審査

(1) 審査の手順

提出された事業計画書等について、内閣府において次の(2)の審査の観点に基づき審査を行った上で、予算の範囲内で、交付金の交付対象候補となる地方公共団体等を内閣府政策統括官(経済社会システム担当)が選定します。

なお、審査の過程においては、必要に応じて事業計画書等の内容についてヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査の観点

ア P F S活用の有効性

- ・ P F Sの特徴等を踏まえた事業内容となっているか。
- ・ S I BによるP F S事業の場合は、その手法を活用する必要性(リスクマネーの必要性が高い規模であるか等)が高いものであるか。

イ 事業内容の妥当性

- ・ 事業内容が地域・住民に社会的便益をもたらすことが期待されるか。
- ・ 事業内容が共通的ガイドラインを参考としたものとなっているか。
- ・ より良質なエビデンスの蓄積につながる適切な成果評価の方法が設定されているか。

ウ 新規性等

- ・ 対象とする行政課題、事業目標、実施体制、想定する事業内容等について、先進性、新規性があるか。

エ 実現可能性

- ・ 民間事業者との対話が行われているか。
- ・ 地方公共団体等で必要な意思決定、議会での審議がされているか。

オ 横展開の可能性

- ・ 当該P F S事業の目標は、他の地方公共団体等にも共通するものか。
- ・ 当該P F S事業によって得られる情報や知見は、他の地方公共団体等が同様の事業を実施するに際し参考になるか。

(3) 審査結果の通知

審査の結果(採択、不採択)について、地方公共団体等に通知します。採択に当たっては、審査結果に基づいて、交付申請等に当たり内容を修正すること等の条件を付すことがあります。

なお、採択の通知は、交付金交付の候補者となった旨お知らせするもので

あり、交付金の交付は、別途、交付金交付の申請が必要です。

(4) 留意事項

ア 交付金の採択となった団体については、P F Sポータルサイトにて団体名と事業名を公表します。

イ 審査内容については、非公開とします。また、審査の経過、審査結果に関するお問合せにはお答えできません。